

## 食品安全委員会（第992回会合）議事概要

日 時:令和7年7月22日(火) 14:00~15:10  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:山本委員長ほか6名出席  
傍聴者:一般15名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 1品目

いのしし用の国産豚熱経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性

→農林水産省から説明

本件については、動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

(2) 農薬第二専門調査会における審議結果について

・「メプロニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「Trichoderma reesei RF8694株を利用して生産されたフィターゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

・「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ KWS20-1 系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入る

こととし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- ・「VAL-No. 6 株を利用して生産されたL-バリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

- ・「ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミンS）」の再審査に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価についての審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「オキサゾスルフィル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、

「オキサゾスルフィルの許容一日摂取量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤（フォーセリス注射液）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「ケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤（ケトフィス）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

#### （６）その他

- ・食品安全委員会の運営について（令和７年４月～令和７年６月）

→事務局から報告。